



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 道路法に基づく次の権限

維持修繕協定を締結すること。

イ 河川法に基づく次の権限

(ア) 土地の占用の許可、工作物の新築等の許可並びに土地の占用及び土石等の採取の許可に基づく権利の譲渡の承認に係る事項について、水防管理団体又は水防協力団体からの協議を受けること。

(イ) 河川協力団体を指定し、団体の名称等の変更届を受理すること。

(ウ) 河川協力団体から河川管理上必要な報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを命じ、命令に違反したときは指定を取り消すこと。

(エ) 河川管理者以外の者の行う河川工事等の承認、土地の占用の許可、土石等の採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可並びに土地の占用及び土石等の採取の許可に基づく権利の譲渡の承認に係る事項について、河川協力団体からの協議を受けること。

(オ) 河川管理者以外の者の行う河川工事等の承認、土地の占用の許可、土石等の採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可並びに土地の占用及び土石等の採取の許可に基づく権利の譲渡の承認に係る事項について、地方公共団体等からの協議を受けること。

ウ 島根県流水占用料等徴収条例に基づく次の権限

流水占用料等を徴収すること（発電のための流水の占用に係るものを除く。）。

(2) 大気汚染防止法等の改正に伴う規定の整理

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部道路法の項第 1 号中「第21号」を「第22号」に改め、同項中第33号を第34号とし、第32号を第33号とし、同項第31号中「第 3 号及び第 4 号」を「第 4 号及び第 5 号」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第20号中「第47条の 4」を「第47条の 5」に改め、同号を同項第21号とし、同項第19号中「第47条の 3 第 1 項」を「第47条の 4 第 1 項」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第18号を第19号とし、第 9 号から第17号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号中「第 4 号及び第 5 号」を「第 5 号及び第 6 号」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第31号」を「第32号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 第22条の 2 の規定により、維持修繕協定を締結すること。

別表支庁の部河川法の項第2号中「第20号」を「第23号」に、「協議を受ける」を「協議する」に改め、同項第4号中「若しくは承認」及び「国土交通省河川局長の」を削り、「流水占用の許可」の次に「又は登録」を加え、同項第5号中「洪水」の次に「、津波」を加え、同項第11号及び第12号中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同項第13号を削り、同項第14号中「第23条」を「第24条」に、「受理すること」を「受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「第23条から第25条まで」を「第24条及び第25条」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

15 第37条の2の規定により、第6号、第8号及び前号に係る事項について、水防管理団体又は水防協力団体からの協議を受けること。

別表支庁の部河川法の項第26号中「第99条」を「第99条第1項」に、「関係地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同号を同項第29号とし、同項第25号中「及び第15号」を「、第14号及び第16号」に改め、同号を同項第28号とし、同項第24号中「及び第15号」を「、第14号及び第16号」に改め、同号を同項第27号とし、同項第23号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第26号とし、同項第22号を同項第25号とし、同項第21号中「第15号」を「第14号」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第20号を第23号とし、第19号の次に次の3号を加える。

20 第58条の8第1項及び第3項の規定により、河川協力団体を指定し、団体の名称等の変更届を受理すること。

21 第58条の10第1項から第3項までの規定により、河川協力団体から河川管理上必要な報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを命じ、命令に違反したときは指定を取り消すこと。

22 第58条の12の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第14号に係る事項について、河川協力団体からの協議を受けること。

別表支庁の部河川法の項に次の1号を加える。

30 第99条第2項の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第14号に係る事項について地方公共団体等からの協議を受けること。

別表支庁の部島根県流水占用料等徴収条例の項中第2号を第3号とし、同項第1号中「（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第2条各項の規定により、流水占用料等を徴収すること（発電のための流水の占用に係るものを除く。以下この項において同じ。）。

別表保健所の部大気汚染防止法の項第5号、第10号、第12号及び第15号中「第27条第6項」を「第27条第5項」に改め、同部水質汚濁防止法の項第5号及び第7号中「第23条第6項」を「第23条第5項」に改める。

別表県土整備事務所の部道路法の項第1号中「第21号」を「第22号」に改め、同項中第33号を第34号とし、第32号を第33号とし、同項第31号中「第3号及び第4号」を「第4号及び第5号」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「第47条の4」を「第47条の5」に改め、同号を同項第21号とし、同項第19号中「第47条の3第1項」を「第47条の4第1項」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第31号」を「第32号」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 第22条の2の規定により、維持修繕協定を締結すること。

別表県土整備事務所の部河川法の項第2号中「第20号」を「第24号」に、「協議を受ける」を「協議する」に改め、同項第4号中「若しくは承認」及び「国土交通省河川局長の」を削り、「流水占用の許可」の次に「又は登録」を加え、「第16号から第19号まで」を「第17号から第20号まで」に改め、同項第5号中「洪水」の次に「、津波」を加え、同項第11号及び第12号中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同項第13号中「第23条から第25条まで」を「第24条及び第25条」に改め、同項第14号中「第23条」を「第24条」に改め、同項第15号中「第23条から第25条まで」を「第24条及び第25条」に改め、同項第26号中「第99条」を「第99条第1項」に、「関係地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同号を同項第30号とし、同項第25号中「及び第15号から第19号まで」を「、第15号及び第17号から第20号まで」に改め、同号

を同項第29号とし、同項第24号中「及び第15号から第19号まで」を「、第15号及び第17号から第20号まで」に改め、同号を同項第28号とし、同項第23号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第27号とし、同項第22号を同項第26号とし、同項第21号中「第16号から第19号まで」を「第17号から第20号まで」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第20号を第24号とし、第19号を第20号とし、同号の次に次の3号を加える。

21 第58条の8第1項及び第3項の規定により、河川協力団体を指定し、団体の名称等の変更届を受理すること。

22 第58条の10第1項から第3項までの規定により、河川協力団体から河川管理上必要な報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを命じ、命令に違反したときは指定を取り消すこと。

23 第58条の12の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第15号に係る事項について、河川協力団体からの協議を受けること。

別表県土整備事務所の部河川法の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 第37条の2の規定により、第6号、第8号及び前号に係る事項について、水防管理団体又は水防協力団体からの協議を受けること。

別表県土整備事務所の部河川法の項に次の1号を加える。

31 第99条第2項の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第15号に係る事項について地方公共団体等からの協議を受けること。

別表県土整備事務所の部島根県流水占用料等徴収条例の項中第2号を第3号とし、同項第1号中「（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第2条各項の規定により、流水占用料等を徴収すること（発電のための流水の占用に係るものを除く。以下この項において同じ。）。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。